

広島県公営企業管理規程第一号

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年四月一日

広島県公営企業管理者
坂井浩明

正する規程
企業職員の給与

企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条の表を次のとおり改める。

本庁 組織	職 支給額	所長 八万二千五百円	次長 五万円	所長 八万二千五百円	水道整備担当監 五万円	課長 八万二千五百円	水道課長 八万二千五百円	土地整備課長 八万二千五百円	企業總務課長 八万二千五百円	技術部長 十万七千五百円	經營部長 十万七千五百円	広島県広島水道事務所 五万円	広島県水質管理センター 五万円
所長 八万二千五百円	職 支給額	所長 八万二千五百円	次長 五万円	所長 八万二千五百円	水道整備担当監 五万円	課長 八万二千五百円	水道課長 八万二千五百円	土地整備課長 八万二千五百円	企業總務課長 八万二千五百円	技術部長 十万七千五百円	經營部長 十万七千五百円	広島県広島水道事務所 五万円	広島県水質管理センター 五万円

附
則

この規程は、公布の日から施行する。